

米国「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」に関するご案内

韓国外換銀行在日支店

平素は韓国外換銀行をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」は、米国の納税義務のある方が海外(米国以外)の金融機関の口座を利用して米国の税金を逃れることを防止するために制定されました。FATCA及び日米共同声明なかで、日本国内の金融機関が実施すべき手続きが示されており、当行においても2014年7月1日からFATCAに関する確認を実施することとなりました。

当行は、お客さまが米国人等に該当する場合、お客さまや株主さまのお名前、ご住所、口座番号、納税者番号、口座残高、利息等を定期的に米国税務当局へ報告することとなり、そのため、報告対象となるお客さまや株主さまから情報開示に関する同意書をご提出いただくこととなります。

新規で口座開設を申し込まれるお客さまで、FATCAに関する確認にご協力いただけない場合、日米共同声明の趣旨を踏まえ、口座開設していただくことができません。

また、既に口座をお持ちのお客さまについて、お届けいただいているお客様の情報の中に米国人等である可能性がある場合、米国の納税義務者であるかを確認させていただくことがあります。確認手続きにご協力いただけない場合であっても、既にお持ちの口座はそのままお使いいただけますが、日米租税条約にもとづき、お客様の口座情報等は国税庁経由で米国税務当局に提供される可能性があります。

ご理解、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、当行は個人情報保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等にもとづき、お客さまの情報を適切に取扱い、上述の米国税務当局に提供する目的及び当行の個人情報保護指針で定める利用目的以外の目的では利用いたしません。

※FATCAに関する税務上のお取扱いがご不明な場合には、弁護士、税理士等の専門家にご相談ください。